

## 南 部 町 農 地 賃 借 料 等 情 報

農地法が改正（平成21年12月25日施行）され標準小作料制度が廃止されました。農地の賃借料につきましては、参考として、地域の情報を提供することになりました。

平成25年1月から平成25年12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は以下のとおりとなっております。

この情報は、前年の南部町賃借料情報をまとめたものです。具体的な賃借料は農地の状況により貸し手、借り手の双方で話し合ってください。

農地の区分		平均額	最高額	最低額	データ数		
田の部	基盤整備地域	西伯地区	円 6,764	円 10,000	円 1,030	127	全データ335筆の内148筆は無償の貸借
		会見地区	円 6,529	円 10,000	円 2,000	52	
		南部町全体	円 6,695	円 10,000	円 1,030	179	
	未整備地域	西伯地区	円 6,000	円 12,000	円 3,000	8	
	全地域	円 6,666	円 12,000	円 1,030	187		
畑の部	西伯地区	円 3,000	円 3,000	円 3,000	2	全データ32筆の内26筆は無償の貸借	
	会見地区	円 10,000	円 10,000	円 10,000	4		
	南部町全体	円 7,667	円 10,000	円 3,000	6		

- \* 1 データ数は、集計に用いた筆数です。物納はこのデータには含まれません。
- \* 2 金額は、算出結果を四捨五入し円単位としています。
- \* 3 平均額は、各区分の平均値（四捨五入前）をデータ数により加重平均した値です。
- \* 4 田・畑の区分は現況地目によります。